

令和2年第7回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和2年7月28日（火） 午後1時15分 開会

場 所 市役所 新館317会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	綾 康典
教育委員	青地 弘子	教育委員	沖田 行司
教育委員	篠原 玲子	教育部長	大辻 利幸
こども未来部長	三上 俊昭	次長	沢田 美亮
管理監(学校教育担当)	三輪 光彦	管理監(幼児担当)	坂田 ますみ
教育総務課長	中西 美智代	教育施設課長	西堀 泰司
生涯学習課長	小杉 一子	教育研究所長	國領 順子
学校給食センター所長	河合 菊男	八日市図書館長	松野 勝治
幼児課長	河村 治俊	事務局(教育総務課長補佐)	中野 里栄子

以上18名

開会

教育長

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただ今から、令和2年第7回教育委員会定例会を始めます。最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には第6回の定例会の議事録をあらかじめ事務局から配付をさせていただいて確認いただいていると思います。その内容に御異議等ございませんでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは第6回定例会の議事録は承認いただきましたので、後ほど、沖田委員と篠原委員に署名をお願いします。なお、今回の第7回の定例会会議録署名委員は綾委員と篠原委員を指名させていただきますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは次第に従いまして、報告から入らせていただきます。初めに、私から報告をさせていただきます。

コロナ禍ではありますが学校の再開とともに、徐々に様々な活動が再開されてきたと感じておりますけれども、ここにきて、感染拡大傾向が非常に気になっているところです。隣接する甲賀市では、専門学校の学生によるクラスターが発生しておりますし、近江八幡市でも会食によるクラスターが発生したということです。また、甲良町では、小学生の感染者が確認されたことで、その小学校は休校措置が取られています。県下の感染者数は155人、市内の感染者数は10人で、いずれも増加傾向にあります。幸い、再開後の学校での感染者は今のところ確認されておりませんが、どこで感染が確認されても不思議ではない状況であると捉えています。小中学校は今月末まで授業を行い、2学期は盆明けの8月18日からとし

ております。お手元に配っております学校教育課だよりを御覧いただきましても各校の様々な新型コロナウイルス感染症対策の取組を紹介しておりますので、御覧いただきたいと思えます。とにかく3密を避けて、マスクの着用、手洗いの励行、発熱などの症状がある場合は自宅で療養すること、基本的な感染防止対策を徹底して感染予防に努めて、無事、夏休みを迎えたいと思っているところです。

そして、もう一点。しっかりと取り組む必要があると考えておりますのが、感染者やその家族、地域に対する人権侵害に繋がるような差別的発言、また、関係者をはじめとする感染者と接触する機会の多い方々に対する誹謗中傷でございます。このようなことの防止啓発活動の強化を行っていきたいと思っております。先日、お寺の除草作業に行っていました。私のお寺は、近江八幡市にあります。休憩時間にこんなことを言われまして、「東近江市でコロナに感染すると引っ越しをしないとイケないらしいね、大変なことやね」と言われまして、私はこの噂については全く知らなかったのですが、近くにいた多くの人たちは同意されまして、そのようなことがあるのかということの思いながら、家に帰って話すとう家族でも知ってる者がおりました。この噂を聞いたので月曜日、出勤してから確認をしてもらいましたら、そういうことはないとのことでしたが、やはりここでも風評といいますか、そのようなことが発生しているということです。どうしてこのようなことが起こるのかということも含めて、コロナに起因するそのようなことがないよう、あるいは決して人権を侵害するような発言は行わないようなこと、市民向けの啓発活動をより一層しっかりとやっていく必要があると感じているところです。

今年の梅雨明けはいつ来るのかなと思っております。明後日ぐらいに明けるのかなという期待をしているところですが、7月4日から7日にかけての豪雨で熊本をはじめ、九州地方では大変な災害が起きました。また、8日には岐阜、長野両県でも大きな被害が発生し、それからずっと降り続いており、他の地域でも災害が発生しております。また、一度被害が発生した地域でも再度、被害が発生しているという状況も見受けられます。県内でも数箇所、崖崩れが発生しておりますし、お亡くなられた方の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げ、1日も早い復興をお祈り申し上げます。

一方、死者36人、負傷者34人という大惨事となった京都アニメーションスタジオ放火殺人事件から一年が経過しました。一昨日は、相模原市の知的障害者施設やまゆり園で、入所者19人が殺害され、職員を含む26人が重軽傷を負った事件から丸4年でもございました。今年も、ALS囑託殺人で2人の医師が逮捕されるということも起こっております。この新型コロナウイルス感染症であったり、豪雨被害がなければ、これらの事件について、もっとじっくり振り返るといった時間が必要ではないかと思えますし、新たな事件に対する掘り下げなども必要ではないかと感じているところです。

中学校では7月23日、24日の両日で中体連が中止になった代替大会として、交流大会を開催しました。委員さんのお手元に配らせていただいております滋賀報知新聞に掲載していただいたとおりです。私も3会場を回らせていただきました。随所にすばらしいプレーが見られて中学3年生にとっては、3年間の締めくくりとして、校長会が取りまとめの上での大会ではあったわけですが、締めくくりができたのではないかなと感じたところです。

修学旅行については、中学では保護者説明会が始まりかけており、ここへきての感染拡大傾向であることから修学旅行の実施を心配される保護者が多くなっているとのことで、実

施についての厳しい意見も出されているとのことですが、しかしながら、本市としましては、感染拡大の地域へは行かないようにしようということでの徹底をしているつもりです。移動手段もバス限定ということにしております。そのようなことから現段階において、修学旅行を中止しなければならないという状況にはないと考えておまして、保護者の方々には丁寧な説明を行い、理解を得る努力をしていきたいと思っております。ただ、今後の動向によっては、また、何らかの判断をすることが必要になるかもわかりませんが、一応、今のところは、このような判断であると御理解をいただきたいと思っております。

小中学校の終業式、始業式についてはリモートで行うなど、感染拡大を注視しながら、実施することになり、7月20日には県の教育委員会の福永教育長に政策提案を行ってまいりました。委員の皆さんのお手元には政策提案書をお配りしておりますので、御覧をいただきたいと思っております。簡単に申し上げますと、柔軟な人事システムを構築していただいて、正規職員の確保であったり、臨時講師の確保しやすいシステムを作っていただきたいというようなことです。

もう一点は、ICTの活用については、県がリーダーシップを発揮して統一したシステムを開発して、教職員が市町を越えて異動した場合においても、負担にならないようなこと、あるいは、ソフトの開発費用の低減が図れるよう取り組んでいただきたいという要望させていただきました。中々、考え方が相入れない部分もありまして、すぐに進むということにはなっていないわけですが、非常に大事なことだと私は思っておりますので、あきらめずに継続して要望していきたいと思っております。

本日の午前中は、議会の福祉教育こども常任委員会の現場視察で御園小学校に行ってまいりました。目的は、学校生活におけるコロナ対策、外国人児童の授業の進め方などについて、意見交換を行ってまいりました。コロナ対策はそれぞれの学校で様々な工夫をいただいているというお話を先ほどさせていただきましたが、特に、御園小学校で感じましたのは、児童会、児童が中心となって様々な発案をしながら、子どもたち自身が取組を実践し、発信していただくといったことがございました。手洗いの仕方であったり、図書室の利用の仕方、コロナ禍の中での、取組をDVDなりに落とし込みながら放送していることを見せていただきました。非常に良い取組だと、子どもたちの発想であることが、非常に良いことだと感じたところです。

新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活を大きく変えていくというようなことが予想されております。多くの事業についても中止をせざるを得ないというようなこともあります。今後は、各種事業について十分な感染予防対策を講じながら、慎重に進めていかなければならないと考えております。今までとは違う形での取組を模索していく必要もあるだろうと思っております。

昨日は、社会教育委員会議を行いました。特に、地域学校協働本部についての取組の説明をしました。委員の方からは、地域力の低下を心配されている声もいただきました。そのような中で地域の力で学校を応援していくというのも中々難しいという声だったのですが、私としては無理をせず、5年後、10年後を見通した体制、システムとして構築を今から考えておく必要があるだろうとお話をさせていただきました。

新しい生活様式を取り入れての経済活動の再開と活性化交通トラベルといったことも始まっております。在宅でのテレワークなども、再び、言われるようになってきております。今回のコロナ感染症でマスクや防護服など、中国に依存し過ぎているといったことも思い知

教育長

らされました。これが食料に波及しておればどうなったのだろうと本当に心配になったところですが、今回のこのような国際的な動きも子どもたちの学びの一つに加えて、成長に繋がってもらいたいと考えているところでございます。以上、私からの報告とさせていただきます。それでは続きまして、教育部長、お願いします。

教育部長

皆さん、こんにちは。今年は例年になく、梅雨が長く続いております。

昨年までは教育委員会の事業として開催いたしておりましたドラゴンカヌー大会も今年は中止となりました。青年団主催のヤングドラゴンカヌー大会についても、大会自体は中止となりましたが、先日26日の日曜日にその代わりといたしまして、ドラゴンカヌー体験会が開催されました。昨年の大会に出場された約100人の方が参加されたということです。

この体験会は主催者である能登川青年団がコロナ禍の中ではありますが、事業が途切れることなく思い出づくりの場にしたいとの思いから実施されたものです。

また、生涯学習課の人権のまちづくり講座につきましては、受講者を50人に制限しながら実施しておりましたが、7月4日に全4回の講座を終え、閉講いたしました。

また、議会関係ですが、今月の13日には委員会協議会が開催され、前回の定例教育委員会で御協議いただきました令和4年度以降の成人式の対象年齢について、協議をいただきました。成人式の対象年齢についての公表をいつ行うのかという質問がありましたので、8月上旬には公表の予定ですとお答えしております。その他、特に御意見等はございませんでした。このことにつきましては、昨日、開かれました社会教育委員会議においても、お諮りして、特に、御意見ございませんでしたので、8月3日の午後3時に、県内11市町で、同時公表する予定をいたしております。翌14日には、16日に招集の臨時議会の議案説明のための全員協議会が開催され、教育委員会からは、コロナ関連の補正予算の説明を行いました。

議員からは、スクールサポートスタッフの配置や学校での感染対策の内容、修学旅行の実施方法についてなど質問がありました。16日には臨時議会の本会議が開催されまして、提出しました補正予算が全会一致で可決されました。これを受けまして、教育委員会では、スクールサポートスタッフやICTサポーターの募集を行うとともに、学校への感染対策予算の配当などを行っているところでございます。以上、教育部の報告とさせていただきます。

教育長

ありがとうございました。次に、こども未来部長お願いします。

こども未来部長

皆さんこんにちは。昨年10月から教育保育の無償化が実施されたことにより、保育所の2号3号の入所希望が増加しており、待機児童が増加していることは、既に皆さんに御報告をさせていただきましたが、現在、認定こども園の2号3号の入所率が高く、幼稚園の入所率が年々低くなっておりまして、適正規模での、保育人数の確保ができないのが現状です。このことから市内の幼稚園5園、入園児の増加と待機児童の解消を図るために、預かり保育事業内容の拡充を行うことを考えております。これは今月の常任委員会協議会で申し上げたところですが、預かり保育の拡充の内容と申しますのは、3歳児になり、年度当初、どこかの園に入園する際に、就労時間が短い方も、2号認定として認定こども園を希望される方が多くいます。また、2号認定でどうしてもやりたいと考える就労時間の短いパートの方が、無理にといいいますか、2号になりやすいということから就労時間を長くして、フルタイムで就労しようとする保護者も多くあります。

こども未来部
長

これまで幼稚園におきまして、預かり保育を実施してきましたが、どうしてもパートタイムの就労でも、継続して、兼務ができないというのが今の現状の預かり保育であります。そのようなことから、そうした課題を、また、保育ニーズを見直していくということで既存の単独幼稚園の運営継続と待機児童の解消や認定こども園の入所率の是正などが解決できるように思っております。この施策の内容につきましては、後の常任委員会協議会の報告のところで担当課長の方から説明をします。

続きまして、7月2日には、今年度第1回の要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催しております。新型コロナウイルス感染症による臨時休校等があったことで家庭内での児童虐待の発生が危惧され、関係機関がこれまで以上に連携を図る必要があるということを確認を、再確認させていただくことができました。7月15日には、新型コロナウイルス感染症拡大防止により延期しておりました子ども子育て会議を開催させていただきました。

今年度から第2期の子ども子育て支援事業計画の取組を進めておりますが、この会議におきましては、第1期計画の最終年である令和元年度の評価について、各課から報告をしています。委員からは今後、増加が予想される。学童保育所について現在の施設では、運営基準が守れないし、コロナによる3密が避けられないという御意見をいただきました。コロナによる学童保育所の自粛を呼びかけましたところ、多くの方が当時、御協力いただいたという実績と、どうしても学童保育所で保育をしていかなければならない家庭はどういう家庭なのかということ、運営主体と十分協議することで、現在ある施設の対応ができないか、話し合うとともに、また、小学校に利用可能な場所があるか、調整をさせていただきたいとお答えさせていただいております。

また、7月16日の第2回臨時会におきましては、幼稚園における新型コロナウイルス感染対策に必要な消耗品、庁用器具費の追加補正と秋に実施予定のバス遠足のバスの増便予算を提案させていただき、全て議決をいただきました。バスの増便予算につきましては、民間認定こども園と保育園も対象としております。

7月20日には滋賀県子ども青少年局に出向きまして、令和3年度滋賀県予算編成に向けてのこども未来部の所管する政策提案をさせていただきました。認定こども園や保育所の給食調理員等の配置基準の見直しと保育士の処遇改善、学童保育所の運営支援を拡充する政策を提案させていただいています。県におきましても市からの提案を真摯に受けとめるとともに、国への要請も行っていくとの回答をいただいております。

こども未来部からの報告は以上となりますが、秋に実施を予定しております。幼児施設での運動会ですが、コロナ対策を考えながらの実施で開催時間の短縮や年齢別の開催、また、保護者の観戦をどうするかというような内容を検討していくこととなりますけれども、例年、御案内しております来賓の方々には、こうした現場の事情を御理解いただきまして、御案内をさせていただかないという方向で考えております。教育委員の皆様には、子どもたちの成長を見ていただく良い機会ではあるのですが、今年度におきましては、案内をさせていただかないということになりましたので、よろしく願いいたします。こども未来部からの報告は以上です。

教育長

はい、ありがとうございます。以上、報告がございましたが、御質問等ございましたらお願いします。

綾教育長職務
代理者

先ほど、教育部長からスクールサポートスタッフの話がありましたが、学校の方に話しを聞きましたが、1学期は2箇月の間で子どもたちに大きな変化もなく、頑張って学校生活を送ってくれたということです。ただ、2学期になったら、期間もやはり長くなるので、支援員とか人的の補充があれば、見守りとかそのようなこともいけるのではないかとということで話がありまして、それも含めて、1学期中は何とかこらえてたものが2学期にひょっとしたら爆発するかもしれないということも考えられますので、教育委員会としても現場と相談をしていただき、見守るといいますか、支援をしていただければという要望です。よろしくお願ひします。

教育総務課長

今ほど、綾委員から御要望いただきました件について、今回、臨時議会に教育委員会といたしましてスクールサポートスタッフの新規配置と労務員等の勤務時間の延長における補正予算を議案として上げさせていただいております。職員配置につきましては、各学校へ希望を聞いて、スクールサポートスタッフの配置か労務員や支援員等の勤務時間の延長を希望されるかを聞かせていただきまして、その希望を取りました結果、要望のあったものについて、今回、議会で議案を出させていただき、全て通りましたので、先ほど、部長から話がありましたように、現在、スクールサポートスタッフについては、ハローワークに募集をかけております。それと、勤務時間の延長につきましては、8月18日の2学期の開始と同時に、勤務時間の延長を、そして、今、募集をかけておりますスクールサポートスタッフにつきましても夏休みの間に、人員を確保させていただいて、8月18日から配置させていただこうと準備を進めておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

教育長

報告は以上です。次に、議案に移ります。

議案第23号東近江市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について、担当課から説明をお願いします。

(教育総務課から説明)

教育総務課長

それでは、教育総務課から議案の説明をいたします。

議案第23号、東近江市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定については、東近江市財務規則の一部改正等により変更が生じたことに伴いこの機会に全体的に改めるものです。今回、第23号の議案の改め文ですが、改め文を見ますと大変難しいので、一緒にお配りをしていきます新旧対照表で説明をしますので、新旧対照表を御覧ください。始めに、この規則ですが、規則名を東近江市教育委員会の教育長に対する事務委任規則とありますのは、東近江市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則と改めます。これは、この規則が教育長に対する事務委任だけでなく、重要かつ異例の事態における処理や専決もあることから、このように規則名を改めます。

次に、第1条として「趣旨」を新たに追加します。この規則が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項の規定に基づき、東近江市教育委員会の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めるものとすることを定めるためです。

第2条は、教育長に委任する事務についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第25条第2項、この新旧対照表の後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部抜粋を付けておりますが、この第2項に上げております6つの事務がございます。この6

教育総務課長

つの事務と今回新たに第2条に市が独自で掲げる8つの事務を上げております。これらの事務については、教育委員会、いわゆるこの教育委員会定例会に諮る必要があるものであり、これらの事務を除いてその権限に属する事務を教育長に委任するというものです。ややこしいのですが、ここに書いてあります改正後に載っています8つの事務とこの25条の2にあります6つの事務については、教育委員会に諮らなければならない事務であり、それ以外の事務、それを除いた事務について、教育長の委任する事務であるということになります。御理解いただけますでしょうか。

本来ですと、ここに書いたものを教育長に委任する事務となりますが、教育長に委任する事務をあげますと、すごく多くなってしまいますので、ここにあげた事務については、教育委員会に諮るけれども、それ以外の事務について教育長の事務にするという形式にするものですので御理解をいただきたいと思います。

今回、この第2条で、法第25条第2項に掲げる義務と限定しましたことで、この第25条2項の6つの事務と、これまでの現行にあります13の事務で重なっているものがあります。重なっているものが、第1号、第6号、第8号、第9号、第13号、これが25条の第2項に掲げる6つの事務と重なっています。それと、今回、市の財務規則の一部変更により必要なくなった事務は第3号と第7号です。それらを精査して、この第2条で、8つの事務を上げております。3条に変更ありませんので3条はそのままとし、第4条については、教育長の専決についての部分になりますが、第1号は、これまでのものを簡潔に表現しております。また、第2号から第4号については表現は改めているもので、内容に変更はございません。説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

教育長

はい、ありがとうございます。少しややこしい話ではあるのですが、そう大きく変わったというものではございません。元々あった規則を基本的には、財務規則の変更分だけを削除したと捉えていただければいいのかなと思います。御質問等、ございましたらお出しいただきたいです。よろしいでしょうか。

綾教育長職務
代理者

この提案理由ですが、今日、差替えとしていただきましたが、元々、配付いただいた提案理由を見ますと、「市長の補助職員に対する事務委任規則が制定されたことにより」という一文が入ってます。どちらかというとこちらが入ってる方が納得するような気がしますけれど、あくまでも財務規則が変わったから他のものと一緒に変更したということによろしいのでしょうか。

教育総務課長

今回、提案理由を変更させていただきましたのは、そもそも今回の規則の変更は、現行の方を見ていただきましたところの第1条の第3号と第7号のこの財務規則が廃止になりまして、ここの規則から除かなければならないということに伴い、規則を変更させていただく必要が生じたので、一部、この新しい規則の方で言い回しを変えまして、それに今度、改正後の第7号と第8号、「教科用図書の採択に関する事」、「東近江市教育委員会表彰規定による表彰に関する事」が今までありませんでしたが、その二つを新たにつけ加えて、一部整理をさせていただきました。ですからここに書いてあります提案理由のところ、今回、変えさせていただいた「東近江市教育委員会の市長の補助職員に対する事務委任規則」

教育総務課長	<p>というものは、関係がありませんので除外させていただいて、提案理由を変更させていただいたものです。</p>
教育長	<p>他にございませんか。それでは、議案第23号につきましては、御承認いただけますでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、議案第23号、東近江市教育委員会の教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定については原案どおり承認といたします。</p> <p>続きまして、3の報告事項に移らせていただきます。東近江市教育委員会障害者活躍推進計画について、担当課から報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>(教育総務課から説明)</p> <p>それでは、東近江市教育委員会障害者活躍推進計画について、この度、新たに作成をしましたので報告をします。お手元に配付の「東近江市教育委員会障害者活躍推進計画」と一緒に配らせていただいております「東近江市障害者活躍推進計画」を御覧ください。障害者活躍推進計画については、平成30年に国の機関及び地方公共団体の多くの機関において、障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上があったことから、民間の事業者、事業主に対して、率先垂範する観点からも公務部門においては法定雇用率の達成にとどまらず、障害者雇用を継続的に進めることが重要となってきたことからこのような作成が求められているものです。</p> <p>この計画につきましては、任命権者ごとに作成する必要があります。既に、東近江市障害者活躍推進計画としまして市長部局で作成をしております。教育委員会におきましては、この、一般の正規の職員の採用権限と人事権限がございませんので、ほぼ、市の推進計画にのっとり教育委員会も障害者活躍推進計画を進めてまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、市の方は立派な冊子になっていますが、教育委員会はそこから、大事な部分を抜粋させていただき、この計画の推進に当たっては、市長部局と共に進めていきたいと考えております。ただ、教育委員会における障害者雇用に関する課題だけは、この市の計画とは別に上げておまして、法定雇用率に達しておりませんので、この法定雇用率の達成に向けて、市長部局と共に努力をしていきたいと考えております。中身については、詳しくは説明をさせていただきますので、御覧いただければと思っております。説明は以上です。</p>
教育長	<p>目標の①の欄を見ていただきましたら法定雇用率に対して、教育委員会、市長部局、それぞれの障害者雇用率が上がっております。目標に対して随分下回っているというのが現状ですが、これは何故かと申しますと、以前は、臨時雇用を含めずに、法定雇用率を算定すると解釈をしておまして、これは解釈の誤り、見解の相違であったわけです。それらも含めての法定雇用率を守らなければならないということもありまして、数値が急に上がったということがございます。令和元年については、市長部局も教育委員会部局もかなり大きく下回っているという現状です。今は令和2年6月1日現在数値は出ておりません。今まで正規の職</p>

教育長

員に障害者雇用枠を設けながら障害者の雇用をやっていました。4月からの採用については、臨時職員についても障害者枠を設けて、障害者の採用枠を設ける中で雇用計画を進めています。まだ法定雇用率には達していないと思いますが、それを順次クリアをしていきたいというようなことと、もう一つは、市長部局、教育委員会の合計での数値で計画をしております。部局間での異動もごございますので、単独でどちらという考え方ではなくて両方とも達成するような形で努めていきたいというようなことです。

まだ、経過途中といたしますか、目標に対する途中ということで随分差があるのでちょっと違和感があるかなと思いますが、そのような考え方であるということをお伝えしておきます。

他に御質問等ございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

続きまして、7月13日に行われました福祉教育こども常任委員会協議会についての報告をお願いします。教育部、教育施設課からお願いします。

(教育施設課からの報告)

教育施設課長

教育施設課の西堀です。それではお手元の資料、福祉教育こども常任委員会協議会報告書、1ページ議会議決工事等進捗状況報告書、令和2年6月末現在を御覧ください。

市立聖徳中学校大規模改修工事に伴う6月末の進捗率ですが、建築工事が19.76%、電気設備工事が17.70%、機械設備工事が21.21%です。6月におきましては、多目的室、パソコン教室、作業室棟が完成し、6月18日に部分使用検査を実施しました。外部につきましては、管理棟東面及び北面の塗装を行いました。今後の予定としましては、夏休みの集中工事に向けて、普通教室棟の仮設間仕切りを設置し、普通教室棟の改修に取り掛かります。また、外壁につきましては引き続き、土曜日、日曜日に塗装を実施します。

続きまして資料2ページ、市立蒲生西小学校大規模改正に伴う6月末の進捗率ですが、建築工事が47.9%、電気設備工事が28.0%、機械設備工事が98.4%です。6月におきましては、先月から引き続き外壁の塗装をし、内部分につきましては、階段室のシートの張り替えを行いました。今後の予定といたしましては、引き続き外壁の塗装建具の塗装及び職員室の改修を行い、電気設備工事につきましてはキュービクルの基礎工事、各教室のモニター撤去、撤去取り付けを実施します。以上報告とさせていただきます。

教育長

はい、ありがとうございます。ただいまの教育施設課の報告について御質問等ありましたらお願いします。

各委員

(質問等なし)

教育長

それでは、続きまして、こども未来部幼児課、お願いします。

(幼児課からの報告)

幼児課長

資料の3ページの幼稚園における預かり保育の拡充について説明をします。

第4回の定例会でも「待機児童の解消のために、幼稚園における預かり保育の拡充の検討していきます」と説明しましたが、現時点での拡充検討案を御説明します。

現状ですが、幼児教育・保育の無償化により、幼稚園の入所希望者が減少するとともに、

幼児課長

認定こども園の希望者が増加し、幼稚園での適正規模による教育・保育の実施が困難となっています。

課題としては、保護者の就労形態が多様化する中、現在実施している預かり保育では、新2号認定の対応ができず、保護者が無理に2号認定に移行する傾向があるため、預かり保育の内容を見直す必要が出てきました。

取組としましては、預かり保育の見直しとして就労も利用要件に盛り込み、長期休業中も幼稚園において預かり保育を実施します。保育時間は平日は、保育終了後から午後4時30分まで延長し、長期休業中は、午前8時30分から午後4時30分まで実施予定とします。預かり保育の拡充は令和3年4月1日からとします。

説明の中で新2号という言葉が出てきましたが、新2号とは、幼稚園や認定こども園の1号や認可外などの利用者で、就労などの保育の必要性の認定を受けている人を言います。

続きまして、資料4ページです。東近江市立幼稚園規則等の改正について説明をします。

現状ですが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う4月7日の緊急事態宣言を受け、幼稚園及び認定こども園の1号は、4月当初から5月31日まで休園とし、6月1日から通常どおり再開しました。

課題としては、4月と5月の2箇月を休園としたため、子どもが園生活に慣れていないことや、保護者と保育者との信頼関係が構築できていないこともあり、例年どおり夏季休業を実施すると、2学期当初における保育が安定して、開始することができないことが懸念されます。

取組は、子どもたちが園生活に早く慣れて安心感を醸成し、保護者と保育者の信頼関係を構築するとともに、子どもたち、保護者、保育者が安心して2学期を開始できるようにするため、下記の通り、夏季休業日を短縮します。

これに合わせて令和2年度の夏季休業日を短縮するため、東近江市立幼稚園規則及び東近江市立認定こども園条例施行規則を改正するものです。改正内容は、夏季休業日を令和2年7月21日から2年8月31日までを令和2年8月1日から令和2年8月17日までに改正するものです。説明は以上です。

教育長

はい、ありがとうございます。2点についての報告がありました。御質問、御意見等ありましたらお出しいただきたいです。

各委員

(質問等なし)

教育長

幼稚園における預かり保育の拡充について、これは暫定的な考えなのか、恒久的なのか理由が、幼稚園施設が空いて、保育園の施設が詰まってきたからという理由が書いてありますが、暫定的な考え方なのかどうなのかというのが気になるところです。

こども未来部長

暫定的って言われるとどちらかというと暫定的かなと私は考えております。といいますのは、これから待機児童がどんどん増えるということもあるのですが、少子化が今後、進んできます。待機児童のピークが何年くらいにくるのかということになりますと、数値的に色々と調べたら、大体、令和9年ぐらいまでが子どもが減ってきますが、2号、3号の入所希望が段々増えていくということになります。ただ、3号認定については大体45%ぐらいで留

こども未来部長
めないといけない。これはもう留まるかなと思いますが、1号、2号認定は99%から100%近い数値、1号か2号のどちらかの施設で入所されます。例えば、これが2号全てになったところで、人口が減ってくると、幼稚園自体で、幼稚園運営をしていかなければならないかどうか、今後、審議をしなければならないのが令和9年度ぐらいかなと思っています。その時には認定こども園だけでやっていこうとなりますと、今のところ、そこまですべて暫定的な考えと考えています。

綾教育長職務代理者
この文章だけ見ていると、2号と1号の差がなくなるのと違うのではないかと思います。だから、保育時間が平日は終了後から4時半まで延長となり、長期休暇休業中は8時から4時半までとなると、もちろん2号の場合はもう少し時間が長いのかもかもしれないのですが、例えば、金額的なことも含めて、これが暫定なら、2号のままでいいわというような流れになりかねないかなと思います。

こども未来部長
この預かり保育をしようとしている施設は、単独幼稚園だけです。認定こども園の1号認定には適用しません。認定こども園では1号と2号と一緒に施設で、教育保育をやっておりますが、幼稚園は1号認定しかありません。先ほど新2号という言い方をしましたが、新2号というのは、ひと月に48時間以上（パートタイムで1日当たり2時間半ぐらいを毎日）お勤めしている方を対象としています。1号に預けられる時間帯に、いわば幼稚園に通わせてる間に就労する。ただ、そうすると、長期休暇の時には勤め先に「夏休みの期間中の勤務は勘弁してください」と無理を言うか、パートタイムを辞めなくてはならないということで困ってる保護者がたくさんおられるようです。結局、その方々が2号認定を希望されることになるのです。ですから、「2号にいかなくても、幼稚園で保育をやりますので、幼稚園に来てください」ということもあり、今、幼稚園の存続が危ぶまれていますし、施設を維持していきたいという思いもあります。地域では「幼稚園を閉園しないでほしい」という要望も幾つも聞いておりますので、どうしても存続していきたい幼稚園は、適正規模で何とか入所させたい思いです。保護者からすると1号認定と2号認定の差がなくなる感じかもしれませんが、そこをニーズに合わせながら、幼稚園で運営していきたいということが、預かり保育の新しい拡充の仕方です。これは、市外の公立の幼稚園においても、例えば大津市とかでは、既に実施をされています。そこで、保育料も新2号という、48時間以上に認定されればですが、1万1,300円の部分が免除される、減免されるわけで平日であれば、その枠内で収まりますので、結果、無償化になるということです。綾委員がおっしゃられるように1号認定と2号認定との差がなくなるのではないかとと言われると保護者からすると確かになくなるような感じですが、ただ、それを認定こども園ではなく、幼稚園に入所してほしいという思惑の中で、本来ならば、幼児保育の政策的な部分でやっていきたいということで御理解いただきたいなと思います。

綾教育長職務代理者
長期休業中は無償化の対象とはならないのでしょうか。

幼児課長
長期休業中も対象となります。上限を450円と設定しますので、平日でも450円、長期休業中でも450円、ひと月当たり1万1,300円には収まるという計算になります。

教育長	他にございませんか。一点だけよろしいか。3号が45%をキープしないといけないと思います。これは難しいのではないかと私は考えます。
こども未来部長	現状で今、43%です。ぎりぎりです。施設の受け入れ自体が45%なので、それ以上、申込があったら待機児童となります。どうしてもという話になりますと、小規模保育事業所を民間に募集をかけて、連携がいけば、3号はどこか施設でいけるかと思いますので、0、1、2歳だけは小規模保育事業所に対応していきたいと思います。
教育長	<p>国の雇用の流れからいくと、45%以内で収めたいという考え方は少し違う気がします。</p> <p>3号の場合は、3歳未満児を持つ家庭の就労率が45%ということですが、3歳までは育休等の制度もあってそこまでに収まる気がしますが、3歳以上となりますと、45%かどうかというのはかなり疑問が正直残ります。保育園、幼稚園は小学校と違い生まれてから施設整備まで年数がないので、十分、状況を分析して取り掛からないと非常に厳しい状況が急にきますので、予測をデーターから読み取っていただきたいと思います。</p>
教育長	続きまして「5 その他」に移ります。それでは各課から報告をお願いします。
各課報告	<p>○学校教育課・・・・・・・・・・・・・教育しが【No.78 7月号】</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・学校教育課だより</p> <p>○教育研究所・・・・・・・・・・・・・教育研究所だより【No.204号】</p> <p>○生涯学習課・・・・・・・・・・・・・報告事項</p> <p>○図書館・・・・・・・・・・・・・報告事項</p>
教育長	各課からの報告について、御意見や御質問がございませんでしょうか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	以上で、すべての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	<p>次回の第8回定例会は次第にありますように、令和2年8月25日(火)午後1時15分から、市役所東庁舎で開催いたしますので、よろしく申し上げます。</p> <p>また、第7回臨時会(教科書採択関係)につきましては、8月25日(火)8時30分から、市役所東庁舎で開催いたしますので、よろしく申し上げます。</p> <p>第9回定例会の日程を決めたいと思います。9月23日(水)・24日(木)・25日(金)・28日(月)AM・30日(水)のいずれかで開催をしたいと思っておりますが、委員の皆様の御予定はいかがでしょうか。</p>
各委員	(日程調整)

教育長

それでは、第9回定例会につきましては、9月25日（金）10時から開催しますので、
よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和2年第7回教育委員会定例会を終了させていただきます。
ありがとうございました。

会議終了

午後2時25分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
